

介護老人保健施設短期入所療養介護利用契約書

(契約の目的)

第1条 介護老人保健施設赤塚園（以下「当施設」という。）は、要支援又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、介護老人保健施設短期入所療養介護を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する保証人および連帯保証人（以下「保証人」という）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(適用期間)

第2条 本契約は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護利用同意書（以下「同意書」という。）を当施設に提出したときから効力を有します。但し、保証人に変更があった場合は、新たに契約を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約、別紙1の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び保証人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本契約に基づく短期入所療養介護利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び保証人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び保証人が、本契約に定める利用料金を1か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為等又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、本契約に基づく短期入所療養介護の対価として、別紙1の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当施設は、利用者及び保証人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月中旬までに提示し、利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 当施設は、利用者又は保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び保証人が指定する者に対して、領収書を交付します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その際の利用者の心身の状況、やむを得なかった理由を介護記録に記載することとします。

(秘密の保持)

第8条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び保証人から、予め同意を得た上で行なうこととします。

① 介護保険サービスの利用のための区市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。

② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護での対応が困難な状態又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前二項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(ご要望等の申出)

第10条 利用者及び保証人からの、当施設の提供する短期入所療養介護に対してのご要望等については、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛の文書で一階に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第11条 短期入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び保証人は、当施設に対し、連帯してその損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第12条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

重要事項説明書（短期入所療養介護）

（令和6年11月1日現在）

1. 施設の概要

（1）施設の名称等

- ・施設名 医療法人社団慈誠会 介護老人保健施設赤塚園
- ・開設年月日 平成17年2月1日
- ・所在地 東京都板橋区赤塚新町3丁目33番27号
- ・電話番号 03-3977-1500
- ・ファックス番号 03-5968-3600
- ・管理者名 藤田 徹
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（1357081334号）

（2）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、医学的管理の下での看護、介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設赤塚園の運営方針]

1. ご利用者、保証人に当施設の目的を十分に理解して頂けるよう努めます。
2. ご利用者の人格を尊重した処遇に努めます。
3. ご利用者の残存能力の維持向上につながる処遇に努めます。
4. 職員は、施設の目的・方針を理解し、自己研鑽と相互協力を努めます。
5. 地域から信頼される施設となるよう努めます。

（3）施設の職員体制（令和6年6月1日現在）

	常勤換算後の人員	入所・短期入所				通所リハビリテーション			
		常勤		非常勤		常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
施設長	1	1					1		
医師	1.2以上	2					2		
薬剤師	0.4以上			1	1				
看護職員	13以上	13以上						1以上	
介護職員	30以上	30以上				2以上			
支援相談員	2以上	2以上					1以上		
理学療法士等	3以上	3以上			1以上		1以上		1以上
管理栄養士	1以上	1以上							
介護支援専門員	2	2							
事務職員	4以上	4以上							
調理員	6以上	6以上			1				
総務員	3	3							

（4）入所定員等 ・定員120名

- ・療養室 個室 114室 2人室 3室
- (5) 通所定員 20名

2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食 8時00分～
 - 昼食 12時00分～
 - 夕食 18時00分～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 理美容サービス
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ その他
 - *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金

A 保険給付の自己負担額

（注：各負担額の1～3割の表示は介護保険受給資格証明書の利用者の負担割合を示します）

・施設サービス費

施設利用料（介護保険制度では、ご利用する居室の種類および要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります） 保険給付の自己負担額／1日あたり。（地域加算を含みます）

	1割	2割	3割
要介護1	820円	1,641円	2,462円
要介護2	873円	1,746円	2,619円
要介護3	941円	1,883円	2,825円
要介護4	1,000円	2,001円	3,001円
要介護5	1,058円	2,116円	3,174円

多床室

	1割	2割	3割
要介護1	904円	1,809円	2,714円
要介護2	959円	1,918円	2,877円
要介護3	1,028円	2,057円	3,086円
要介護4	1,086円	2,173円	3,260円
要介護5	1,146円	2,293円	3,439円

特定介護老人保健施設短期入所療養介護

	1割	2割	3割
(一) 3時間以上4時間未満	723円	1,447円	2,171円
(二) 4時間以上6時間未満	1,010円	2,020円	3,031円
(三) 6時間以上8時間未満	1,412円	2,825円	4,237円

- ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）：在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上、地域に貢献する活動の実施、介護老人保健施設短期入所療養介護費の基本型を算定する場合に加算されます。
1割 55円 2割 111円 3割 166円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）：在宅復帰・在宅療養支援等指標が70以上、地域に貢献する活動の実施、リハビリテーションが週3回、介護老人保健施設短期入所療養介護費の在宅強化型を算定する場合に加算されます。
1割 55円 2割 111円 3割 166円
- ・夜勤職員配置加算 入所者20名ごとに夜勤職員1名を配置した場合に加算されます。
1割 26円 2割 52円 3割 78円
- ・個別リハビリテーション実施加算 理学療法士等が個別リハビリテーションを行った場合に加算されます。
1割 261円 2割 523円 3割 784円
- ・緊急短期入所受入加算 居宅サービス計画で計画されていない緊急のご利用を行った場合に加算されます。（7日を限度） 1割 98円 2割 196円 3割 294円
- ・若年性認知症利用者受入加算 若年性認知症の方（40歳から64歳）がご利用された場合に 加算されます。
1割 130円 2割 261円 3割 392円
- ・送迎加算 入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合
片道につき 1割 200円 2割 401円 3割 601円
- ・療養食加算 厚生労働大臣が定める療養食（糖尿病食・腎臓病食：心臓病食を含む・肝臓病食等）を提供したときに加算されます。
1割 8円/1回 2割 17円/1回 3割 26円/1回
- ・緊急時治療管理加算 ご利用者に緊急な医療が必要となり、施設において応急的な治療管理を行った場合（1月に1回連続3日を限度）
1割 564円 2割 1,129円 3割 1,693円
- ・特定治療 やむをえない事情により、施設にて行われた特定の処置や手術、麻酔等について、診療報酬に準じて算定し、加算されます。
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が80%以上の場合に加算されます。
1割 23円 2割 47円 3割 71円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上の場合に加算されます。
1割 19円 2割 39円 3割 58円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上の場合に加算されます。
1割 6円 2割 13円 3割 19円
- ・生産性向上推進体制加算：利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと場合に算定します。
(Ⅰ) 1割 109円 2割 218円 3割 327円
(Ⅱ) 1割 10円 2割 21円 3割 32円
- ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：所定単位数の7.5%が加算されます。

*本料金は介護報酬改定ごとに更新を致しますが、未更新等により相違がある場合は現行の介護報酬を優先致します。

B 利用料（保険外）

- ① 食費 朝食 500円 昼食 550円 夕食500円 がかかります。(注)
- ② 滞在費（療養室の利用費）／1日あたり
- ・ 従来型個室 1,668円
 - ・ 多床室 900円 がかかります。(注)

(注) ただし、食費および滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額が1日にお支払いいただく利用料の上限となります。

C. その他の日常生活費および特別なサービスの利用料（保険外）

- ① 特別室料／1日あたり 1,650円 (消費税込み)

特別室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。なお、特別室ご利用の場合、外泊時にも室料をいただくこととなります。

- ② 日用品代／1日あたり 263円 (消費税込み)

私用ハンドタオル、薬用液体歯磨き、薬用ハンドクリーム・ボディローション、BOXティッシュ、キューティクル保護剤、入れ歯洗浄剤、ペーパータオル等、施設で用意するもので、ご利用を希望される場合にお支払いいただきます。

- ③ 教養娯楽費／1日あたり 210円 (消費税込み)

書道・手工芸・園芸等の材料費であり、施設で用意するもので、ご利用を希望される場合にお支払いいただきます。

- ④ 理美容代／1回 2,500円より (消費税込み)

理美容をご希望で利用の場合には直接、業者へお支払いいただきます。
申込み・受付は当施設窓口にて代行いたします。

- ⑤ 電気代／1日あたり 54円 (消費税込み)

ご希望によりラジオ等、直接電気を利用される場合にお支払いいただきます。

- ⑥ テレビレンタル料／1日あたり 350円 (消費税込み)

ご希望によりテレビレンタルをご利用される場合にお支払いいただきます。

- ⑦ 洗濯代／1回あたり (消費税込み)

*施設出入りの業者と直接契約する場合	*施設内のコインランドリーを使用する場合
業者の定める「私物洗濯価格表」の通り	洗濯機 200円
	乾燥機 200円

D. 支払い方法

毎月1日から月末までのご利用料を翌月10日前後にご請求させていただきます。口座振替（引落日は27日、休日の場合は翌営業日）または現金・クレジットカードにてお支払いください。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・協力医療機関

- ・名称 東武練馬中央病院
- ・住所 板橋区徳丸3丁目19番1号

・協力歯科医療機関

- ・名称 医療法人社団幸誠会 たぼ歯科医院

・住 所 埼玉県さいたま市浦和区東仲町11-5 ガーデンビル1F

5. 非常災害対策 5. 施設利用に当たっての留意事項

来訪・面会	面会時間 8:00～20:00 (年末年始・日曜・祝日も同様) 来訪者は、サービスステーションにある面会簿に記載して下さい。
居室設備・備品	施設内の設備や備品等は本来の用法に従って、大切にご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫 煙	禁煙とします。
飲 酒	禁止とします。
迷惑行為	騒音等他の入所者の迷惑行為はご遠慮下さい。迷惑行為により当施設が対応困難と判断した場合は、退所いただくことがあります。
所持品の管理	私物には全て名前を記載下さい。原則、ご本人管理とします。
現金等の管理	当施設ではお預かりできません。原則はご遠慮願います。売店等がありませんので、おこずかい(千円)程度でご本人管理となります。
お支払い	口座振替または現金・クレジットカードでのお支払いとなります。(銀行振り込みはありません。) 月末の1回請求となります。
動物飼育	施設内へのペットの同行および飼育は禁止します。
飲食の持ち込み	原則、禁止します。食中毒防止や食生活の管理のためご協力下さい。
貴重品等	盗難や紛失の恐れがありますので、持ち込みはご遠慮下さい。
危険物等	刃物・火気類の危険物の持ち込みは禁止とします。

6. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動通報装置、補助散水栓、誘導灯
- ・防災訓練 年3回

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 苦情申し立てとその処理について

利用者及び扶養者から、当施設の提供する介護保健施設サービスに対してのご要望等については、支援相談員を窓口としてその受付を行い、そのニーズに沿うよう改善に努めるものとします。

施設に対しての苦情・ご要望は、大小に関わらず、その内容に真剣に対応していきます。

受付窓口 支援相談員

また、介護老人保健施設 赤塚園1階に意見箱を設置し、書面によるご要望、苦情などに関する事柄を付けております。書式は問いませんので、備え付けの用紙やその他の用紙に記載の上、意見箱をご活用下さい。意見箱の管理につきましては、責任者により管理されております。

当園以外の公的機関の苦情・相談窓口

(1) 板橋区相談窓口

- ①名称 板橋区介護保険苦情相談室
- 所在 板橋区板橋2丁目66番1号 介護保険課内

電話番号 03-3579-2079

② 名称 板橋区保健福祉オンブズマン

所在 板橋区板橋2丁目66番1号 板橋区役所8F

電話番号 03-3579-2890

FAX 番号 03-3579-2046

(2) 東京都国民健康保険団体連合会

① 名称 介護保険部相談指導課相談窓口

所在 千代田区飯田橋3丁目5番1号 東京区政会館11階

電話番号 03-6238-0177

9. 事故発生時の対応

不測の事態として発生した事故に対しては、入所者様の安全確保、応急処置を行ない、速やかに所属長、医師に連絡して指示を受けます。

所属長は関係部署への連絡ならびに施設長に状況報告をします。

更に、区市町村および入所者様の家族への連絡と説明を行ないます。

10. その他施設の運営に関する重要事項

(1) 勤務体制の確保等

① 入所者に対し、適切な指定介護医療施設サービスを提供できるよう、従業員の勤務体制を定める。

② 従業員の資質向上のために、研修機会を確保する。

(2) 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止

① 居宅介護支援事業者またはその従業員に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

② 居宅介護支援事業者またはその従業員から、退所者様を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受しない。

介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護利用契約書

(契約の目的)

第1条 介護老人保健施設赤塚園（以下「当施設」という。）は、要支援又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する保証人および連帯保証人（以下「保証人」という）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(適用期間)

第2条 本契約は、利用者が介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護利用同意書（以下「同意書」という。）を当施設に提出したときから効力を有します。但し、保証人に変更があった場合は、新たに契約を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約、別紙1の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び保証人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本契約に基づく介護予防短期入所療養介護利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び保証人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び保証人が、本契約に定める利用料金を1か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為等又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、本契約に基づく介護予防短期入所療養介護の対価として、別紙1の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当施設は、利用者及び保証人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月中旬までに提示し、利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 当施設は、利用者又は保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び保証人が指定する者に対して、領収書を交付します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の予防短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その際の利用者の心身の状況、やむを得なかった理由を介護記録に記載することとします。

(秘密の保持)

第8条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び保証人から、予め同意を得た上で行なうこととします。

① 介護保険サービスの利用のための区市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。

② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護での対応が困難な状態又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前二項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(ご要望等の申出)

第10条 利用者及び保証人からの、当施設の提供する短期入所療養介護に対してのご要望等については、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛の文書で一階に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第11条 予防短期入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び保証人は、当施設に対し、連帯してその損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第12条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

重要事項説明書（介護予防短期入所療養介護）

（令和6年11月1日現在）

1. 施設の概要

（1）施設の名称等

- ・施設名 医療法人社団慈誠会 介護老人保健施設赤塚園
- ・開設年月日 平成17年2月1日
- ・所在地 東京都板橋区赤塚新町3丁目33番27号
- ・電話番号 03-3977-1500
- ・ファックス番号 03-5968-3600
- ・管理者名 藤田 徹
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（1357081334号）

（2）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、医学的管理の下での看護、介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設赤塚園の運営方針]

1. ご利用者、保証人に当施設の目的を十分に理解して頂けるよう努めます。
2. ご利用者の人格を尊重した処遇に努めます。
3. ご利用者の残存能力の維持向上につながる処遇に努めます。
4. 職員は、施設の目的・方針を理解し、自己研鑽と相互協力に努めます。
5. 地域から信頼される施設となるよう努めます。

（3）施設の職員体制（令和6年4月1日現在）

	常勤換算後の人員	入所・短期入所				通所リハビリテーション			
		常勤		非常勤		常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
施設長	1	1					1		
医師	1.2以上	1			2		1		2
薬剤師	0.4以上			1	1				
看護職員	13以上	13以上						1以上	
介護職員	30以上	30以上				2以上			
支援相談員	2以上	2以上					1以上		
理学療法士等	3以上	3以上			1以上		1以上		1以上
管理栄養士	1以上	1以上							
介護支援専門員	2	2							
事務職員	4以上	4以上							
調理員	6以上	6以上			1				
総務員	3	3							

（4）入所定員等 ・定員120名

- ・療養室 個室 114室 2人室 3室
- (5) 通所定員 20名

2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食 8時00分～
 - 昼食 12時00分～
 - 夕食 18時00分～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 理美容サービス
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ その他
 - *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金

A 保険給付の自己負担額

（注：各負担額の1割2割の表示は介護保険受給資格証明書の利用者の負担割合を示します）

			1割	2割	3割	
(1) 施設サービス費	従来型 個室	要支援 1	631円	1,262円	1,893円	施設利用料（介護保険制度では、ご利用する居室の種類および要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります） 保険給付の自己負担額／1日あたり。（地域加算を含みます）
		要支援 2	791円	1,582円	2,373円	
	多床室	要支援 1	668円	1,336円	2,004円	
		要支援 2	843円	1,687円	2,530円	
(2) 夜勤職員配置加算			26円	52円	78円	入所者20名ごとに夜勤職員1名を配置した場合
(3) 個別リハビリテーション実施加算			261円	523円	784円	1日20分以上理学療法士が個別リハビリテーションを行った場合
(4) 若年性認知症受入加算			130円	261円	392円	若年性認知症の方（40歳から64歳）がご利用された場合
(5) 送迎加算			200円	401円	601円	入所及び退所の際、ご自宅まで送迎を行った場合

	1割	2割	3割	
(6) 療養食加算	8円	17円	26円	食事の提供が管理栄養士または栄養士によって管理されていること（1日3回限度）
(7) 緊急時治療管理加算	564円	1,129円	1,693円	ご利用者に緊急な治療が必要となり、施設において応急的な治療管理を行った場合（1月に1回、連続3日を限度）
(8) 特定治療	やむを得ない事情により、施設にて行われた特定の処置や手術、麻酔等について診療報酬に準じて算定			
(9) 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	37円	74円	111円	在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上、地域に貢献する活動の実施、短期入所療養介護費に基本型を算定する場合
(10) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	23円	47円	71円	介護職員のうち介護福祉士80%以上または勤続10年以上介護福祉士35%以上のいずれかに該当すること
(11) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	19円	39円	58円	介護職員のうち介護福祉士の占める割合が60%以上の場合
(12) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6円	13円	19円	介護職員のうち介護福祉士50%以上または常勤職員75%以上または勤続7年以上介護福祉士30%以上のいずれかに該当すること
(13) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の3.9%が加算されます			
(14) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の2.9%が加算されます			
(15) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の1.6%が加算されます			
(16) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	算定単位数の2.1%が加算されます			
(17) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	算定単位数の1.7%が加算されます			
(18) 介護職員等ベースアップ等加算	算定単位数の0.8%が加算されます。			

B 利用料（保険外）

- ① 食費 朝食 500円 昼食 550円 夕食500円 がかかります。(注)
- ② 滞在費（療養室の利用費）／1日あたり
 - ・ 従来型個室 1,668円
 - ・ 多床室 900円 がかかります。(注)

(注) ただし、食費および滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額が1日にお支払いいただく利用料の上限となります。

C. その他の日常生活費および特別なサービスの利用料（保険外）

- ① 特別室料／1日あたり 1,650円（消費税込み）

特別室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。なお、特別室ご利用の場合、外泊時にも室料をいただくこととなります。

② 日用品代／1日あたり 263円 (消費税込み)

私用ハンドタオル、薬用液体歯磨き、薬用ハンドクリーム・ボディローション、BOXティッシュ、キューティクル保護剤、入れ歯洗浄剤、ペーパータオル等、施設で用意するもので、ご利用を希望される場合にお支払いいただきます。

③ 教養娯楽費／1日あたり 210円 (消費税込み)

書道・手工芸・園芸等の材料費であり、施設で用意するもので、ご利用を希望される場合にお支払いいただきます。

④ 理美容代／1回 2,500円より (消費税込み)

理美容をご希望で利用の場合には直接、業者へお支払いいただきます。

申込み・受付は当施設窓口にて代行いたします。

④ 電気代／1日あたり 54円 (消費税込み)

ご希望によりラジオ等、直接電気を利用される場合にお支払いいただきます。

⑥ テレビレンタル料／1日あたり 350円 (消費税込み)

ご希望によりテレビレンタルをご利用される場合にお支払いいただきます。

⑦ 洗濯代／1回あたり (消費税込み)

*施設出入りの業者と直接契約する場合
業者の定める「私物洗濯価格表」の通り

*施設内のコインランドリーを使用する場合

洗濯機 200円

乾燥機 200円

D. 支払い方法

毎月1日から月末までのご利用料を翌月10日前後にご請求させていただきます。口座振替(引落日は27日、休日の場合は翌営業日)または現金・クレジットカードにてお支払いください。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・協力医療機関

・名称 東武練馬中央病院

・住所 板橋区徳丸3丁目19番1号

・協力歯科医療機関

・名称 医療法人社団幸誠会 たぼ歯科医院

・住所 埼玉県さいたま市浦和区東仲町11-5 ガーデンビル1F

5. 非常災害対策

5. 施設利用に当たっての留意事項

来訪・面会	面会時間8:00～20:00 (年末年始・日曜・祝日も同様) 来訪者は、サービスステーションにある面会簿に記載して下さい。
居室設備・備品	施設内の設備や備品等は本来の用法に従って、大切にご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙	禁煙とします。
飲酒	禁止とします。
迷惑行為	騒音等他の入所者の迷惑行為はご遠慮下さい。迷惑行為により当施設が対応困難と判断した場合は、退所いただくことがあります。

所持品の管理	私物には全て名前を記載下さい。原則、ご本人管理とします。
現金等の管理	当施設ではお預かりできません。原則はご遠慮願います。売店等がありませんので、おこづかい（千円）程度でご本人管理となります。
お支払い	口座振替または現金・クレジットカードでのお支払いとなります。（銀行振り込みはありません。） 月末の1回請求となります。
動物飼育	施設内へのペットの同行および飼育は禁止します。
飲食の持ち込み	原則、禁止します。食中毒防止や食生活の管理のためご協力下さい。
貴重品等	盗難や紛失の恐れがありますので、持ち込みはご遠慮下さい。
危険物等	刃物・火気類の危険物の持ち込みは禁止とします。

6. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動通報装置、補助散水栓、誘導灯
- ・防災訓練 年3回

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 苦情申し立てとその処理について

利用者及び扶養者から、当施設の提供する介護保健施設サービスに対してのご要望等については、支援相談員を窓口としてその受付を行い、そのニーズに沿うよう改善に努めるものとします。

施設に対しての苦情・ご要望は、大小に関わらず、その内容に真剣に対応していきます。

また、介護老人保健施設 赤塚園1階に意見箱の設置し、書面によるご要望、苦情などに関する事柄を受付けております。書式は問いませんので、備え付けの用紙やその他の用紙に記載の上、意見箱をご活用下さい。意見箱の管理につきましては、責任者により管理されております。

- ・当園の苦情・相談窓口
支援相談員

- ・当園以外の公的機関の苦情・相談窓口

(1) 板橋区相談窓口

- ①名称 板橋区介護保険苦情相談室
所在 板橋区板橋2丁目66番1号 介護保険課内
電話番号 03-3579-2079
- ②名称 板橋区保健福祉オンブズマン
所在 板橋区栄町36番1号 板橋区立グリーンホール3F
電話番号 03-3579-2890
FAX番号 03-3579-2891

(2) 東京都国民健康保険団体連合会

- ①名称 介護保険部相談指導課相談窓口
所在 千代田区飯田橋3丁目5番1号 東京区政会館11階
電話番号 03-6238-0177

9. 事故発生時の対応

不測の事態として発生した事故に対しては、入所者様の安全確保、応急処置を行ない、速やかに所属長、医師に連絡して指示を受けます。

所属長は関係部署への連絡ならびに施設長に状況報告をします。

更に、区市町村および入所者様の家族への連絡と説明を行ないます。

10. その他施設の運営に関する重要事項

(1) 勤務体制の確保等

① 入所者に対し、適切な指定介護医療施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定める。

② 従業者の資質向上のために、研修機会を確保する。

(2) 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止

① 居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

② 居宅介護支援事業者またはその従業者から、退所者様を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受しない。